

あなたのお給料

最低賃金



すべての労働者
すべての使用者に適用される

毎年

チェック
しよう!
☑

改定されます

義務

2025年12月1日から

愛媛県 の地域別
最低賃金は

1,033 時給
円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,291 時給
円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が
加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算され
るケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

法律で
決められています
都道府県ごと

- ✓ 最低賃金は、毎年、
都道府県ごとに見直されます
- ✓ 会社は、最低賃金額以上の
賃金を支払う義務があります
- ✓ 最低賃金額を下回る賃金は
法律違反となり、下回った場合、
差額を請求できます
- ✓ パートタイマーや学生バイト、
臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則すべての労働者と
その使用者に適用されます
- ✓ お給料が月給制でも適用されます

未
無効 差額請求
違反
下回る



最低賃金より低いかも? と思ったら...

なんでも労働相談ホットラインへ



0120-154-052

スマホ
・携帯
OK



連合愛媛

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町132-1
四国ろうきん松山ビル4F



24時間・15言語で
サポートします!

労働相談チャットボット
「ゆにボ」



東予地域協議会

〒792-0025
愛媛県新居浜市一宮町2-4-3 かねだビル2F西
☎0897-32-2171

中予・今治地域協議会

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町132-1 四国ろうきん松山ビル4F
☎089-961-1911

南予地域協議会

〒798-0040
愛媛県宇和島市中央町2-4-10 宇和島労働会館2F
☎0895-28-6679